

撰津市教育振興基本計画 (案)

撰津市教育委員会

目次

第1章	計画の策定	・ ・ ・ ・ ・	P. 1～2
1	計画策定の背景・趣旨		
2	国・大阪府における教育振興基本計画の策定		
3	計画の位置付け		
4	計画の対象範囲		
5	計画の期間		
6	計画の構成		
7	計画の進捗管理		
第2章	社会・教育・本市の状況	・ ・ ・ ・ ・	P. 3～6
1	社会を取り巻く状況		
2	教育を取り巻く状況		
3	本市の児童生徒・教職員の状況		
第3章	教育のめざす姿	・ ・ ・ ・ ・	P. 7～8
1	教育大綱		
2	教育大綱と計画の体系		
第4章	目標と施策の展開		
1	一人ひとりの「生きる力」を育みます	・ ・ ・ ・ ・	P. 10～20 ～学校教育・就学前教育の充実～
2	人生100年時代の学びと活躍を推進します	・ ・ ・ ・	P. 22～28 ～生涯学習の推進～
3	安全で安心な学びの場をつくります	・ ・ ・ ・ ・	P. 30～34 ～教育環境の整備

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景・趣旨

科学技術の進歩や少子高齢化など、教育をめぐる状況が大きく変化する中で、新しい時代の教育理念を明示することを目的として、平成18年12月に教育基本法が改正されました。国においては、教育の振興に関する政策の基本的な方針や講ずべき施策等に関する基本的な計画を定めるとともに、地方公共団体においても、国の基本的な計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の推進を定めるよう努めることとされました。

国では平成20年度に、大阪府では平成25年度にそれぞれ教育振興基本計画（第1期）が策定されましたが、本市では、第4次摂津市総合計画に沿って、「摂津市教育推進プラン」を平成26年度から毎年策定し、教育の振興に努めてきました。そして、平成28年度第1回摂津市総合教育会議において、本市のさらなる教育の振興を図るため、「次期総合計画（摂津市行政経営戦略）」の策定に併せて「摂津市教育振興基本計画」を新たに策定することとなりました。

「摂津市教育大綱」の教育理念「つながり 未来を拓く せつつの教育」に基づき、令和3年度からの5年間に取り組むべき施策を示した本計画を策定し、国や大阪府同様に、取組から成果まで中長期的な視点で教育の振興を図ります。

2 国・大阪府における教育振興基本計画の策定

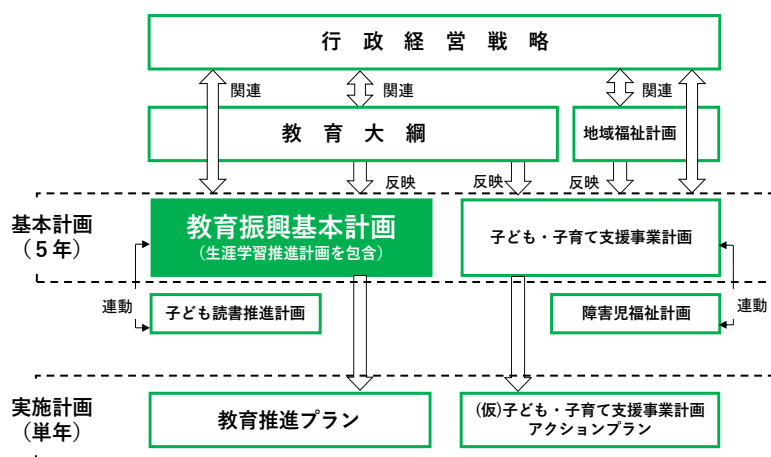
国では、平成30年度に「教育振興基本計画（第3期）」が策定され、個人と社会のめざすべき姿と教育の役割が示されました。個人では「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する人材の育成」、社会では「一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」「社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」をめざし、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するために5つの基本の方針を掲げています。

大阪府では、「大阪府教育振興基本計画」で、「自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり」「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」「自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり」の3つの目標像に向けた人づくりをすすめるとともに、3つの教育振興の目標を掲げ、大阪の教育振興に取り組むとしています。

3 計画の位置付け

「摂津市教育振興基本計画」は、「摂津市教育大綱」を教育理念として、教育基本法第17条第2項に基づき策定する計画です。

本計画のもと、教育の振興に取り組むとともに、様々な関係機関と連携を図りながら、効果的に施策を推進します。



計画等との関連図

4 計画の対象範囲

本計画は、就学前から義務教育及び幼児から高齢者までの生涯学習を主な対象とします。

5 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

6 計画の構成

第2章で社会・教育・本市の状況を分析、第3章では本市の教育のめざす姿として、基本理念・基本方針・目標・施策を明確化、第4章では今後推進する施策の展開を示しています。

7 計画の進捗管理

本計画の推進にあたり、目標ごとに成果指標を設定し、毎年策定する「教育推進プラン」に基づき事業に取り組みます。また、年度終了後に「摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」で、成果指標に対する到達状況と事業の取組を点検・評価し、その結果を公表することで、効率的・効果的な教育行政を推進します。

第2章 社会・教育・本市の状況

1 社会を取り巻く状況

(1) 人口減少と少子高齢化の現状

我が国の人口は、平成20年に1億2808万人とピークに達して以降、減少傾向にあります。また令和元年の0～14歳、15～64歳、65歳以上の人口の割合は12.1%、59.5%、28.4%と年少人口が少なく、出生数は過去最少の約86万人であり、今後も人口減少と少子高齢化が進みます。

(2) 技術革新による社会の変化

I o Tやビッグデータ、A Iをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変化させるS o c i e t y 5 . 0の到来に伴い、我が国の労働人口の相当規模が技術的にはA Iやロボット等により代替できる可能性があると言及されています。

(3) 人生100年時代の到来

日本人の平均寿命は、平成30年時点で男性81.25歳、女性87.32歳であり、約40年前と比べると、約7～8歳伸びています。人生をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要です。人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

(4) 持続可能な社会の推進

持続可能な開発目標（SDG s）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDG s）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDG sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。



(5) 新しい生活様式の運用

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されるなど、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、3密を避ける、オンライン化など、「新しい生活様式」に対応した感染防止対策が求められています。

2 教育を取り巻く状況

(1) いじめ防止対策推進法の施行

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行、平成29年3月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義のほか、地方公共団体や学校における基本方針の策定や、いじめへの組織的な対応として、弁護士等の外部専門家が参加して対応することが示されています。

(2) 義務教育学校の制度化

平成28年4月に、学校教育法等の一部改正法が施行され、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校として規定しました。小中一貫教育を通じた学力の向上や、生徒指導上の諸問題の解決に向けた取組、学校段階間の接続に関する優れた取組等の普及による公教育全体の水準向上を行います。

(3) 新学習指導要領の全面实施

平成29年3月に学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面实施となりました。新しい学習要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざし、「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメントの確立」を重視し、「知能及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの力をバランスよく育むことが示されました。

(4) 学校における働き方改革

平成31年1月に、中央教育審議会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」として、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進、②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化③学校の組織運営体制の在り方、④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備の提言をしました。

(5) 小学校35人以下学級の実施

法律で定められている学級編制基準は、昭和55年度に導入された1学級40人以下であり、国では平成23年度に小学1年生のみ35人以下学級、大阪府では平成19年度から独自に小学1、2年生を35人以下学級としていました。しかし、コロナ禍での感染対策に加え、個々のニーズに応じたきめ細やかな指導体制の整備のため、国では、令和3年度から令和7年度の5年をかけて、小学2年生から段階的に1学級を40人から35人以下に引き下げる方向となりました。

(6) 小学5、6年の教科担任制と教育のハイブリッド化

令和3年1月に、中央教育審議会は「令和の日本型学校教育の構築を目指して」として、①小学5、6年で専門の教員が教える教科担任制の本格導入、②対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす教育のハイブリッド化により、個別最適な学びと協働的な学びの展開の実施等の提言をしました。

3 本市の児童生徒・教職員の状況

(1) 児童生徒数の状況

令和2年度までは実児童生徒数、令和8年度は住民基本台帳データ（令和2年5月1日付）の年齢別人口数をスライドした形でシミュレーションした推測児童生徒数です。令和2年度と令和8年度を比較した結果、安威川以北の小中学校で増加傾向、安威川以南の鳥飼地区の小中学校で減少傾向にあることが分かります。

● 小学校児童数

学校名	H20	H26	R2	R8	増加人数 (R8-R2)	増減率
摂津	627	682	910	1,018	108	12%
千里丘	342	318	338	642	304	90%
味舌	488	437	455	571	116	25%
三宅柳田	598	581	514	527	13	3%
鳥飼西	580	570	445	473	28	6%
別府	498	498	484	433	-51	-11%
鳥飼北	603	549	378	300	-78	-21%
味生	419	321	287	297	10	3%
鳥飼	372	307	226	190	-36	-16%
鳥飼東	334	245	184	129	-55	-30%
計	4,861	4,508	4,221	4,580	359	9%

▲ 中学校生徒数

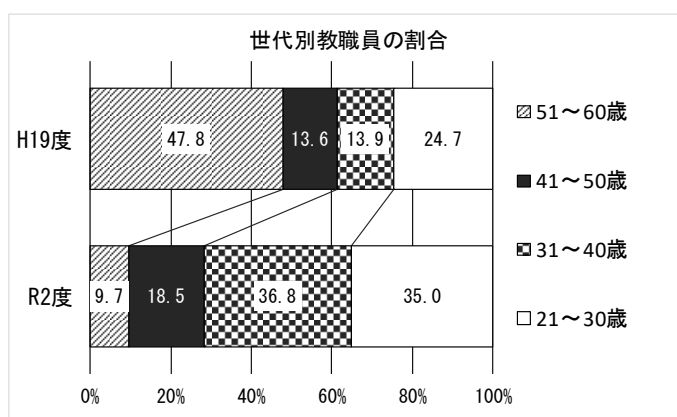
学校名	H20	H26	R2	R8	増加人数 (R8-R2)	増減率
第一	519	541	529	700	171	32%
第三	436	433	383	430	47	12%
第二	450	585	498	397	-101	-20%
第四	390	434	391	385	-6	-2%
第五	277	325	252	175	-77	-31%
計	2,072	2,318	2,053	2,087	34	2%

(2) 教職員の状況

いわゆる団塊世代と呼ばれる世代が定年退職し、令和2年度は40歳以下の若い教職員が全体の約7割を占めます。

また、社会状況や子どもの変化等を背景として、学校教育における課題も、より複雑化・多様化しています。課題の解決には、教員一人ひとりの指導力を向上させるとともに、教育課題の多様化に応える専門性を備えた支援人材や、教員が子どもと向き合う時間を確保

するための人材等（6頁参照）を配置し、学校が本来行うべき教育活動に専念する必要があります。



摂津市が配置等している支援人材の一覧

名称	内容	種別	掲載
国際理解教育社会人講師	児童生徒に他国・地域の言語や文化について、活動を通じて説明・紹介を行う。	①	P. 11
学校読書活動推進サポーター	児童生徒の読書活動を推進させることを目的とし、学校図書館の環境整備や図書のおすすめ、教員の読書指導の支援等を行う。	②	P. 11
学習サポーター	退職教員、地域人材、学生などが中心の有償ボランティアが子どもたちの学習活動の支援を行う。	①	P. 13
学校教育相談員	経験の浅い教員の授業、学級経営、生活指導などについての助言を行うため、市内各校への巡回指導を行う。	①	P. 15
部活動指導員	部活動の専門的な技術指導による生徒の技術向上と当該部活動の教員の業務時間、精神的な負担軽減を行う。	②	P. 15
部活動補助員	部活動の専門的な指導技術を持ち合わせている外部人材。部活動顧問の専門的な指導技術のサポートを行う。	①	P. 15
外国語活動支援員	学期に2回程度ずつ各小学校に派遣し、教員の外国語活動・外国語の指導力向上のためのアドバイス等を行う。	①	P. 17
外国人英語指導助手 (ALT)	英語を母語とする外国人を中学校区に1名を通年派遣し、外国語活動や外国語の授業において学級担任や教科担当とのチームティーチングを行う。	①	P. 17
特別支援教育推進専門員	学校における個に応じた指導と支援を充実させるため、専門家が市内各校を巡回し、指導助言を行う。	①	P. 19
障害児等支援員	重度重複障害児童生徒が在籍する学校に配置し、対象児童生徒の生活介助・訓練・作業及び学習指導の補助を行う。	②	P. 19
スクールカウンセラー (SC)	児童とその保護者を対象に、発達相談や教育相談を行う。	②	P. 19
スクールソーシャル ワーカー (SSW)	不登校や問題行動等の課題を抱えた子どもに対して、福祉の視点を取り入れた支援方法を用いて課題解決を行う。	②	P. 19
教育活動支援員	校長の学校経営方針のもと児童生徒の個別の学習指導や生活指導の支援、集団指導の支援などを行う。	②	P. 19
日本語指導講師	海外からの帰国子女及び渡日児童生徒に対する適切な学校教育の機会の確保を図るために母語指導も含めて日本語指導を行う。	①	—
学校経営サポーター	市内小中学校の抱える課題解決に向け、校長の学校経営をサポートし、管理職を含めたOJTによる人材育成を行う。	②	—
家庭教育相談員	不登校や子育て等の悩みや不安を抱く保護者に対して、教員ではない立場で寄り添いながら相談に乗り、支援を行う。	②	—
進路選択相談員	高等学校、専門学校、大学等への進学に際して、経済的理由等により進学または就学を行うことが困難な生徒及びその保護者に対して相談、支援を行う。	①	—
教育支援嘱託員	適応指導教室(パル)に通う不登校の児童生徒を対象に、学習指導や社会的自立のための支援を行う。	①	—
さわやかフレンド	不登校の児童生徒に対して、学生・大学院生による有償ボランティアが話し相手や遊び相手、学習補助を行う。	①	—

種別①：摂津市が定期的または一定期間に学校や教育センター等に派遣している

②：摂津市が雇用(会計年度任用職員)し、学校等に配置している

第3章 教育のめざす姿

1 教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、摂津市及び摂津市教育委員会が相互に連携して教育行政を推進するために、次の教育に関する教育理念と基本方針を「摂津市教育大綱」として策定します。

摂津市教育大綱

1. 大綱の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

2. 教育理念

つながり 未来を拓く せつつの教育

自立した人間として、ひとや社会（まち）とつながりながら、生きる喜びを感じ、豊かな感性と創造力を輝かせ、新しい未来を切り拓く教育を進めます。

3. 基本方針

(1)一人ひとりの「生きる力」を育みます ～学校教育・就学前教育の充実～

複雑で予測困難な時代であっても、夢と志を持って人生や社会を生き抜くために、一人ひとりの多様な個性や違いを尊重し、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育みます。

(2)人生100年時代の学びと活躍を推進します ～生涯学習の推進～

子どもから大人まで、だれもが、いつでも、学びたいときに学び、活躍できる仕組みづくりを進めるとともに、学校や家庭、地域などと連携し、社会全体で教育力の向上に取り組みます。

(3)安全で安心な学びの場をつくります ～教育環境の整備～

学校園などが安全で快適な場となるよう、施設整備に取り組むとともに、安心して学ぶことができる教育環境を整備します。また、地域や関係機関と連携し、子どもの安全を守る取組を行います。

令和3年4月

摂津市長 森山 一正

2 教育大綱と計画の体系

摂津市教育大綱の教育理念「つながり 未来を拓く せつつの教育」の実現と3つの基本方針に基づき、摂津市教育振興基本計画では、10の基本目標、それを達成するための21の施策を策定します。

教育大綱		教育振興基本計画		
教育理念	基本方針	基本目標	施策	
つながり 未来を拓く せつつの教育	1 一人ひとりの「生きる力」を育みます ～学校教育・就学前教育の充実～	1 豊かな心を育む教育	① 道徳教育の推進	
			② 人権教育の推進	
			③ 読書活動の推進	
		2 確かな学力を育む教育	④ 授業改善の推進	
			⑤ 学習内容・学習習慣の定着	
	3 健やかな体を育む教育	⑥ 就学前教育・小中一貫教育の推進		
		⑦ 運動意欲の向上・基本的な生活習慣の定着		
	4 社会を生き抜く力を育む教育	⑧ 学校体育・部活動の推進		
		⑨ 新たな教育の推進		
	5 とともに学び育つ教育	⑩ 支援教育の推進		
		⑪ 相談体制の充実		
	2 人生100年時代の学びと活躍を推進します ～生涯学習の推進～	6 学びを続ける機会づくり	⑫ 生徒指導の充実	
			⑬ 多様な学習機会の充実	
			⑭ 学習成果の発表・活躍の場の充実	
	3 安全で安心な学びの場をつくりま す ～教育環境の整備～	7 学びを支える環境づくり	⑮ 社会教育施設の活用	
⑯ 多様な主体による指導者の育成				
8 学びを活かす人づくり		⑰ 教育施設の整備		
	9 安全安心で快適な教育環境づくり	⑱ 感染症の予防・対策		
10 地域全体で教育に取り組む体制づくり	⑲ 学校給食の安全衛生管理			
	⑳ 学校・家庭・地域の連携強化			
			㉑ 子どもの安全見守り活動の充実	

第4章 目標と施策の展開

基本方針 1

一人ひとりの「生きる力」を育みます
～学校教育・就学前教育の充実～

授業や体験活動、学校行事等を通じて、言葉や文章、事象、自然、文化等に触れることで、人としての感性を磨き、心を豊かにします。また他者との関りを通して築く人間関係は人生を豊かにします。教育基本法第1条に基づき、教育の目的である「人格の完成」をめざし、授業や体験活動、学校行事等を通じて、他人を思いやる心や生命尊重の心、自己肯定感の向上、自制心や規範意識の向上を図り、子どもたちの豊かな心や人間性を育みます。

1 これまでの取組

●道徳教育

平成27年度までは「道徳の時間」として、文部科学省作成の「わたしたちの道徳」や大阪府作成の「夢や志をはぐくむ教育」「大切な心を見つめ直して」等を活用し、道徳の時間を要した学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進してきました。また小学校では平成29年度、中学校では平成30年度からの「特別の教科道徳」の教科化に向け、教育内容や評価方法の事例研修、公開研究授業等を行い、児童生徒に深く考えさせるための発問や児童生徒の道徳的な成長を積極的に促す評価方法について学び、教員の指導力向上に取り組んでいます。

●人権教育

児童生徒に同和問題等の人権意識・人権感覚を醸成するために、教職員に対する研修会の実施や、他国・地域の言語や文化について、活動を通じて説明や紹介を行う国際理解教育社会人講師★の活用など、さまざまな取組をしています。

●読書活動

学校読書活動推進サポーター★を各校に配置し、発達段階に応じた図書の推薦や教員の読書指導の支援、学校図書館の環境整備等を行い、児童生徒が言葉・心を豊かにする本に親しむ機会を増やす活動を推進しています。



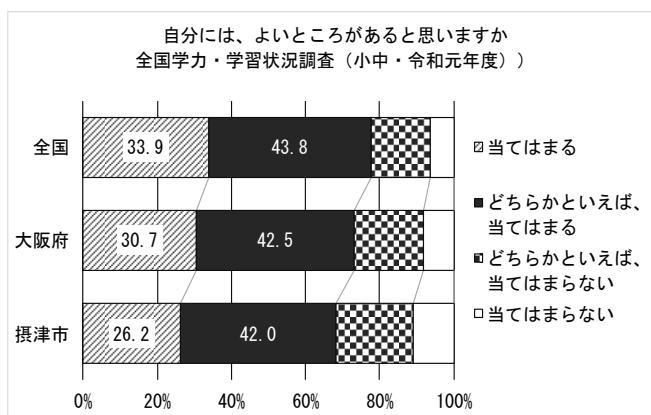
図書室での読み聞かせのようす

★の説明は6頁に記載しています。

2 課題

「令和元年度全国学力・学習状況調査（小学6年生・中学3年生）」調査結果では、全国や大阪府と比較して、本市の児童生徒の自己評価は低くなっています。

普段の学校生活の中で、当たり前のことを当たり前に頑張っている児童生徒を評価するなど、児童生徒、教職員が互いに認め合える学校・学級づくりを支援する必要があります。



3 施策の展開

①道徳教育の推進	答えが一つではない課題に児童生徒が道徳的に向き合い、共感性やコミュニケーション力、規範意識や人権意識など社会の一員として自立するためとなる基盤の力を育みます。
②人権教育の推進	女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人等にかかる人権問題に対して、発達段階に応じた学習を進め、身近な差別や偏見に気づく人権感覚の醸成を図ります。また、教職員の人権意識と指導力の向上を図ります。
③読書活動の推進	読書活動を推進し、児童生徒の言語能力を高めるとともに、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身に付けるよう支援を行います。

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	「自分にはよいところがあると思う」と肯定的回答をした児童生徒の割合	(小中)68.2%	77.7%
2	「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答をした児童生徒の割合	(小中)67.7%	72.9%

R7 度目標値は、R1 度全国学力・学習状況調査の全国実績値とします。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちにとって、学校教育とは次代の社会を担うための土台作りの場です。子どもたちが社会に出てからも学んだことを生かせるように学習意欲を高め、自ら学び、主体的に行動し、よりよく問題を解決できるように、確かな学力を育みます。

1 これまでの取組

●授業改善

本市の取り組む課題を示した「摂津の学校教育スタンダード[※]」に基づき、各校では毎年、学力向上プラン[※]を作成し、児童生徒の課題に応じた授業改善に取り組んでいます。また教育の情報化として、平成28年度に全中学校の普通教室に電子黒板機能付きプロジェクターを、令和2年度には、GIGAスクール構想[※]の実現のため、全児童生徒に1人1台のタブレット型パソコンを配付し、ICTを活用した授業実践を通じて、子どもたちの関心・意欲、理解力の向上を図っています。

●学習内容・学習習慣

摂津SUN SUN塾[※]として、平成29年度は市内3箇所、小6、中1を対象とした算数・数学を、令和2年度には市内5箇所、小6から中3までを対象とした算数・数学、国語を開設し、学校外での児童生徒の学びの場として定着しています。また小中学校に学習サポーター[★]等支援人材を派遣し、子どもたちの学習活動・学校生活の支援を行っています。

●就学前教育・小中一貫教育

公私立の就学前施設職員の資質向上を目的とした研修の実施や、就学前施設の職員と小学校教職員との合同研修を行い、職員同士の連携を図っています。小中一貫教育推進協議会[※]では、中学校区で研究発表会等公開授業の相互参加や生徒指導の連携を図り、中1ギャップ[※]の解消に努めています。

※摂津の学校教育スタンダード：摂津市内のすべての学校が共通して取り組む課題を示した指針。

※学力向上プラン：各学校が児童生徒の学力課題の解決に向け、PDCAサイクルを機能させた効果的な取組を
実践するために作成する計画。

※GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたちの資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想。

※摂津SUN SUN塾：摂津市が民間委託する無料塾。保護者はテキスト代、テスト代のみ負担する。

※小中一貫教育推進協議会：めざす学校の姿の実現に向け、義務教育9年間を見通した学習指導・生徒指導等の充実を図り、小中学校一貫教育を推進する学識、学校、市教委の代表で構成された協議会。

※中1ギャップ：小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ適応できない事態。

2 課題

「令和元年度全国学力・学習状況調査（小学6年生・中学3年生）」調査結果では、中学校国語で大阪府と同じ平均正答率であるものの、その他は全国や大阪府の平均正答率を下回っています。全ての学校で学力向上プランを作成して取組を進めていますが、その成果には学校間で差があります。

また市全体として経験の浅い教員が多く、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、子どもの居心地の良い学級づくりに向けた学級経営力の育成が喫緊の課題です。

令和元年度全国学力・学習状況調査の平均正答率

小学校				中学校				
	国語	算数	合計		国語	数学	英語	合計
全国	63.8	66.6	65.2	全国	72.8	59.8	56	62.9
大阪府	60	66	63	大阪府	70	58	56	61.3
摂津市	56	63	59.5	摂津市	70	53	53	58.7

3 施策の展開

④授業改善の推進	学力・学習状況調査の分析をもとに、知識・技能と思考力・判断力・表現力を育むため、授業改善を中心とする学力向上の取組を行います。また、各校の課題に応じた研究活動を支援し、その成果を全校に普及します。
⑤学習内容・学習習慣の定着	授業中の児童生徒の学習内容の理解を促進するための支援人材を学校に配置するとともに、学習習慣の定着を図るため、地域や家庭の事情等により、学校以外で学ぶ機会が少ない児童生徒の学習支援を行います。
⑥就学前教育・小中一貫教育の推進	子どもの学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心を養うなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な役割を担う就学前教育の充実と、小学校生活への円滑な接続を図ります。そして、義務教育修了時点で、社会において自立して生きる力を育むために、9年間の義務教育を一貫した目標のもとで計画的に行います。

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比	(小)0.91 (中)0.93	1 1
2	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と肯定的回答をした児童生徒の割合	(小中)63.6%	73.5%

R7 度目標値は、R1 度全国学力・学習状況調査の全国実績値とします。

★の説明は6頁に記載しています。

人生100年時代と言われる中、子どもたちが生涯にわたって健康で充実した生活を過ごすため、運動やスポーツ活動、学校保健活動を通じた体力や運動能力の向上と、基本的な生活習慣の定着を図ります。

1 これまでの取組

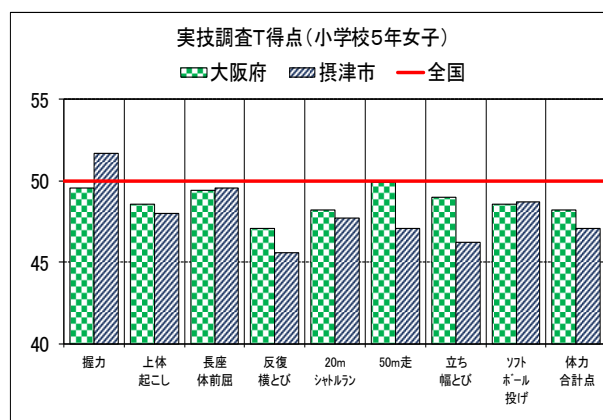
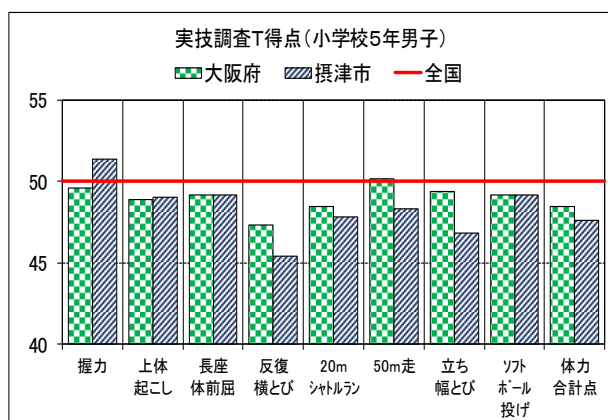
●運動意欲・基本的な生活習慣 ●学校体育・部活動

体育の授業や運動会、マラソン大会等の学校行事を通じた運動能力の向上と運動習慣の定着のための取組を支援しています。また中学校には、部活動顧問に対して、活動中の生徒の安全や体罰防止等を指導する学校教育相談員★や、生徒の技術向上や顧問の指導技術向上のための部活動指導員★や部活動補助員★を配置しています。さらに、児童生徒の基本的な生活習慣の定着のため、食育担当者会を開催し、栄養教諭と連携した研究授業の実施等により、教職員の食育授業づくりに係る見識を深めています。

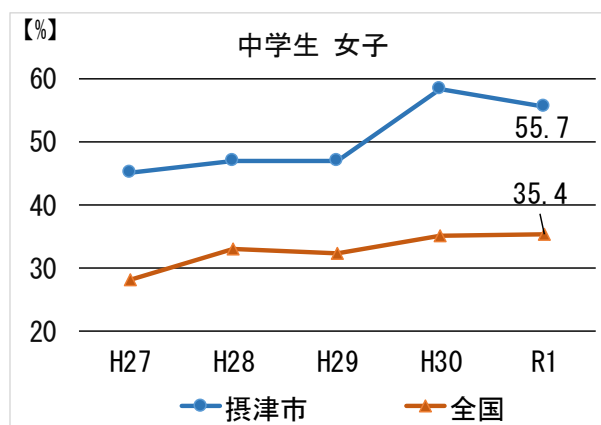
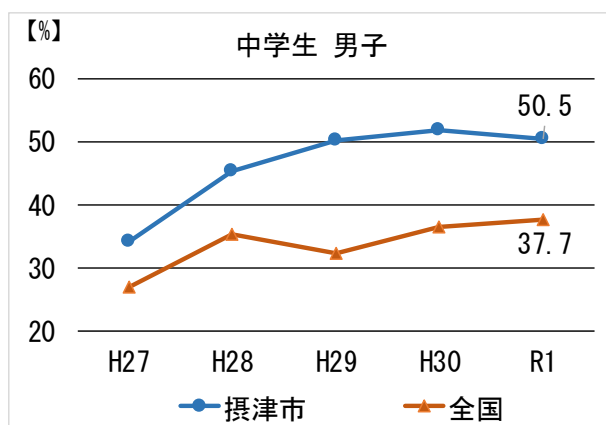
2 課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査※において、国では、令和元年度は小・中学生の男女ともに体力合計点が低下し、その主な背景として、①授業以外の1週間の運動時間が小・中学生ともに減少、②平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間が小・中学生ともに増加、③朝食を食べない児童が小学生で増加していたことが挙げられています。

本市でも、全国と同じ傾向が見られ、体力・運動能力は「小学校 握力 男女」以外は全て全国平均を下回っています。また、平日のテレビ等の視聴時間は、全国平均と比較して多くの割合の児童生徒が3時間以上視聴しています。このようなことから基本的な生活習慣の定着に向けて家庭と連携し、学校全体で体力向上の取組の充実を図る必要があります。



平日のテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンの視聴3時間以上と回答した割合



3 施策の展開

⑦運動意欲の向上・基本的な生活習慣の定着	運動意欲、体力の向上には、児童生徒の運動機会の増加と生活習慣の改善、そして何より体を動かすことを楽しいと感じることが重要です。児童生徒の健康教育・体力づくりを進め、生涯にわたる心身の健康の保持増進の基礎を培う支援を行います。
⑧学校体育・部活動の推進	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析をもとに、体力向上に向けた授業改善や体育活動を支援します。また中学校における生徒の心身の健全な成長や社会性、団結力を高める部活動や、生涯を通じて運動に親しむ資質や能力を身につける取組の支援を行います。

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の対全国比	(小中男)0.96 (小中女)0.94	1 1
2	「運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることは好きである」と回答をした児童生徒の割合	(小中男)67.0% (小中女)45.8%	69.5%(\wedge) 51.2%

R7 度男子目標値(\wedge)は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、R1 度時点で全国実績と同値のため、さらに伸ばします。R7 度女子目標値は、R1 度の全国実績値とします。

※全国体力・運動能力、運動習慣等調査：国が子どもの体力向上と生活習慣改善を図るための調査として、毎年小学5年生と中学2年生を対象に運動能力に関わる実技調査8項目と運動習慣等の質問紙調査を実施。

★の説明は6頁に記載しています。

グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は日常生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面しています。子どもたちが、現在と未来に向けて、粘り強く、自らの人生を拓き、社会を生き抜く力を育みます。

1 これまでの取組

●英語

英語を使った異文化コミュニケーション能力を児童生徒に育むために、教職員の研修に加え、小学校への外国語活動支援員★の派遣や各中学校区に外国人英語指導助手★(ALT)を毎年派遣するなど、外国語活動や外国語の授業づくりの充実を支援しています。また新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備として、大阪府が作成したDREAM[※]（公立小学校英語学習6カ年プログラム）の活用も進めてきました。

●プログラミング的思考

問題解決に必要な手順や筋道を立てて考えることを目的とした教育であり、学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度からの小学校での実施に向けて、教職員研修等を行ってきました。

●防災教育

「摂津市防災教育の手引き」を活用し、災害のメカニズムや地域の危険性や対策に関する知識を習得し、状況に応じて自らの判断で安全を確保する、災害から生き抜く力を養うとともに、地域への愛着や人を思いやる心を育むための防災教育の実践をしています。

●キャリア教育

平成25年度以降、小中一貫教育推進協議会の中で、各中学校区で「めざす子ども像」やキャリア教育全体指導計画を作成し、教科等を通じ、義務教育9年間を見据えたキャリア教育を実践しています。

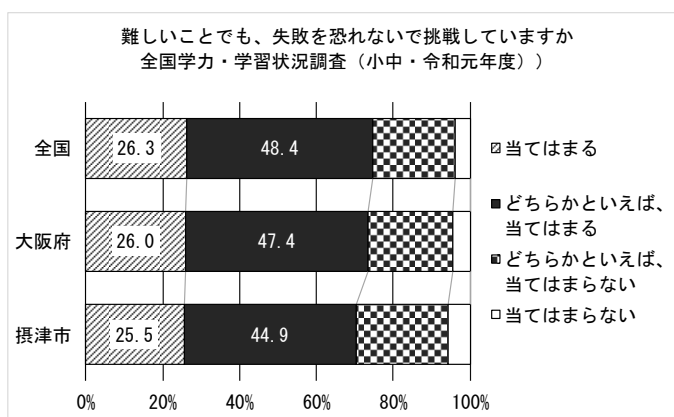
※DREAM：大阪府教育委員会が作成し、小学1年生から6年生を対象とした1回15分×週3回のDVD視聴を通じた学習で、4技能（聞く、読む、話す、書く）育成を図るプログラム。

★の説明は6頁に記載しています。

2 課題

「令和元年度全国学力・学習状況調査（小学6年生・中学3年生）」調査結果では、全国や大阪府と比較して、本市の児童生徒の肯定的回答が低いことが分かります。

新型コロナウイルス感染症に伴い、学校生活で「新しい生活様式」に対応してきたのと同様に、社会に出てからもさまざまな課題や困難に向き合い解決する力を育む必要があります。



3 施策の展開

⑨新たな教育の推進	社会の変化に柔軟に対応し、課題を自ら解決する力、グローバル化や情報化社会に対応できる言語能力や情報活用力など、自らの可能性を發揮し、よりよい社会の創り手となるための教育を推進します。
-----------	---

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している」と肯定的回答をした児童生徒の割合	(小中)70.4%	74.7%
2	「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思う」と肯定的回答をした児童生徒の割合	(小中)60.4%	72.8%

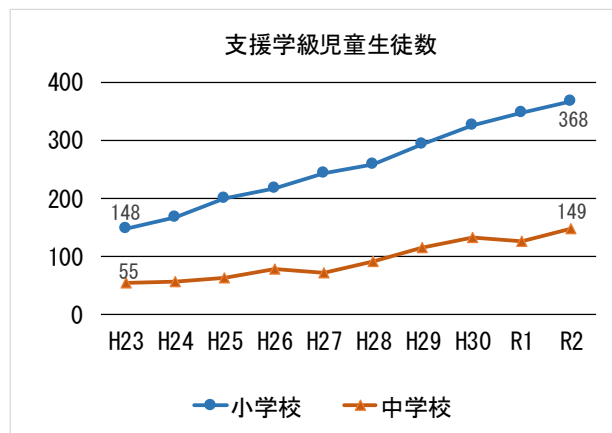
R7 度目標値は、R1 度全国学力・学習状況調査の全国実績値とします。

障害の有無に関わらず、集団の中で互いを尊重し、違いを認め合いながら、自尊感情を高め、大切にする態度を児童生徒一人ひとりに育むとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、ともに学び育つ教育を推進します。

1 これまでの取組

●支援教育

全小中学校に支援学級を設置し、障害種別に応じた特別の教育課程を編成しています。支援学級児童生徒数は増加の傾向にあり、また多様化する児童生徒及び保護者のニーズに教員が対応できるように、研修の実施や施設整備を行っています。また、特別支援教育推進専門員★が支援教育担当教員への指導助言や、障害児等支援員★による生活介助・訓練・作業及び学習指導の補助を行っています。

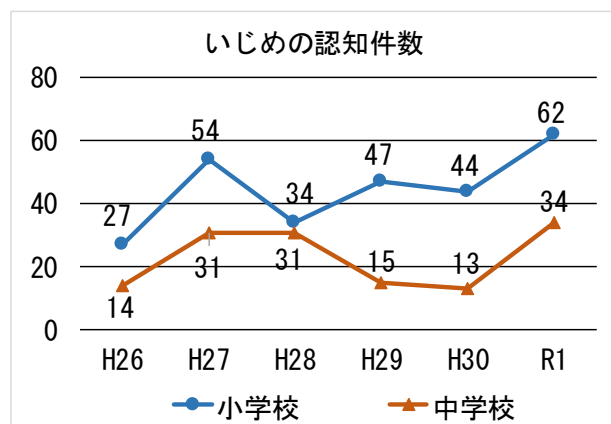
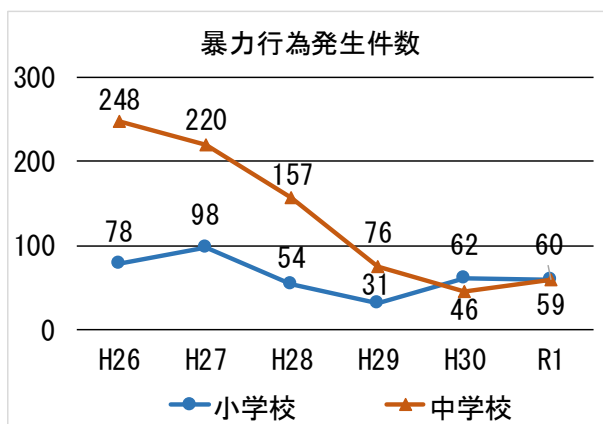


●相談体制

全小中学校には週1日程度スクールカウンセラー★を派遣するとともに、教育センターには心理相談員を配置し、心に関する相談、不登校、発達に関する相談、集団生活への適応等、児童生徒や保護者のさまざまな悩みの早期解決に向けた相談体制の充実を図っています。

●生徒指導

スクールソーシャルワーカー★の配置に積極的に取り組み、令和2年度には市内全中学校区に週4日配置しています。そのほか、教育活動支援員★等の支援人材を配置するなど、課題を抱える児童生徒の心理面や環境面への支援に組織的に取り組んだ結果、暴力行為や不登校の件数は減少傾向となっています。その一方でいじめの認知件数は増加していますが、研修等を通じて教職員の意識の向上を図ることで児童生徒の些細な変化に気づき、いじめを積極的に認知し、丁寧な対応をしています。



2 課題

支援学級在籍の児童生徒はもちろんのこと、支援学級に在籍していない児童生徒も支援を必要とする場合がある中、支援教育に携わる経験の浅い教員が多く、専門性の向上に取り組む必要があります。また相談体制は、スクールカウンセラー等の支援人材の配置が充実しつつあり、今後は初期対応をよりきめ細かく適切に行うために、医療や福祉等の関係機関とのさらなる連携強化が必要です。

問題行動等は、令和元年度までは減少傾向にあったものの、令和2年度はコロナ渦による子どもたちの不安感やストレス等の影響からか、特に小学校で暴力行為等の件数が増加しています。また学校間で発生件数に差があり、生徒指導体制や関係機関との連携等、「チームとしての学校」の対応に課題が見られます。

3 施策の展開

⑩支援教育の推進	障害の有無に関わらず、全ての人が平等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念のもと、支援学級担任や教職員の専門知識や指導技術の向上を図り、児童生徒が互いを認め合う教育を推進します。
⑪相談体制の充実	児童生徒の多様性を専門家が多角的・多面的に分析し、見立てることで、学校における効果的な指導や支援の充実を図ります。また、子育て等の悩みや進学就学の相談など、個々のニーズに沿った支援を行います。
⑫生徒指導の充実	いじめ・問題行動や不登校等の状況は、その背景が複雑化しています。学校・保護者・地域とのつながりをさらに強め、関係機関とも連携して、未然防止・早期対応・再発防止に努め、全ての子どもの安全・安心を確保する取組を進めます。

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	「学校に行くのは楽しいと思う」と肯定的回答をした児童生徒の割合	(小中)77.1%	83.9%
2	「学級みんなで話し合っただけ決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことがありますか」と肯定的回答をした児童生徒の割合	(小中)74.7%	83.5%

R7 度目標値は、R1 度全国学力・学習状況調査の全国実績値とします。

★の説明は6頁に記載しています。

基本方針 2

人生100年時代の学びと活躍を推進します
～生涯学習の推進～

教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念が規定されています。「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学習ができるよう、市民にあらゆる学習の機会を提供します。

1 これまでの取組

●多様な学習機会

「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」市民が学習できるよう、これまでさまざまな形で幅広い分野の講座を開催しています。出前講座、公民館講座、家庭教育学級がその取組の一例です。

出前講座には、毎年延べ約1.5万人の市民の参加があり、そのうち普通救命講習、防災に関する講座への参加が受講者全体の約9割を占め、「命を守る」学習の意識が非常に高いことが分かりました。

まいどおきに出前講座

	H29	H30	R1
講座数	136	134	133
実施回数	301	303	320
受講者数	14,224	15,746	14,943

公民館講座では、女性の参加人数が全体の約7割を占める現状をふまえ、性別・世代を問わず、多くの市民に生涯学習を学ぶ機会づくりの工夫を進めています。

公民館講座（R1）

	回数	延参加人数		
		男	女	合計
安威川公民館	67	316	907	1,223
千里丘公民館	59	69	376	445
新鳥飼公民館	48	219	733	952
味生公民館	57	134	658	792
鳥飼東公民館	94	374	1,052	1,426
公民館合同	5	91	413	504
計	330	1,203	4,139	5,342

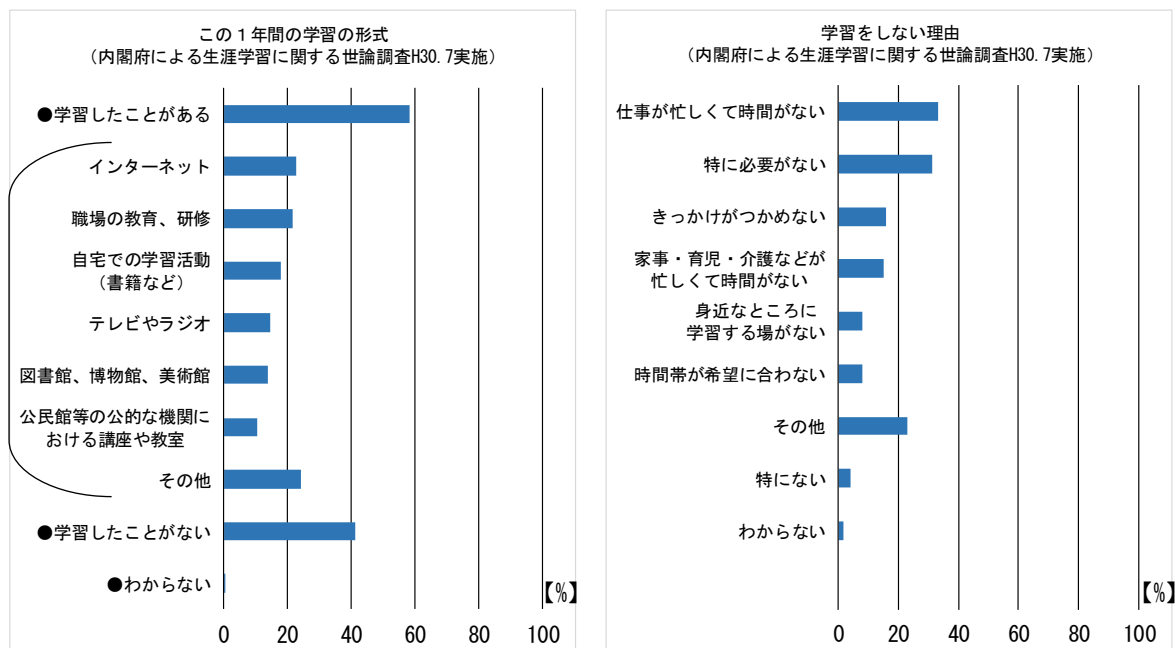
こどもフェスティバルでは、青少年関係団体をはじめとした市民団体で構成された実行委員会が開催しています。市民協働事業として市民活動の推進を図るとともに、青少年の体験学習の場となっており、毎年約1万人を超える来場があり、地域に定着しています。

歴史に関する事業では、地域や風土との関りにおいて生み出され、守り伝えられてきた貴重な財産である文化財や歴史資料の収集・整理・保存を行っています。こうした財産を活用した講座を開催し、市民が郷土摂津を知り、学び、愛着が高まるように取り組んでいます。

2 課題

内閣府による生涯学習に関する世論調査（平成30年7月実施）で、「この1年間くらいの中に学習をしたことがある。」と回答した割合は約60%を占め、その学習形式として公民館等における講座や教室は約10%です。

摂津市の公民館においては高齢者の利用割合が高く、30代から40代にかけてのいわゆる子育て世代の利用率が低いいため、幅広い世代が学習・参加しやすい環境作りが課題です。また、令和元年度以降新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、講座の開催回数が減少しており、従来通りの学びの機会の提供が難しい状況になっています。



3 施策の展開

⑬多様な学習機会の充実	多様化するニーズに合わせた講座やイベント等の充実や学びのきっかけとなる情報提供及び相談体制の充実など、市民が学びつづける機会づくりを推進します。また郷土摂津を知り、地域の将来像を描くツールとして、本市の歴史をまとめた「新修摂津市史」の刊行を行います。
-------------	---

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	公民館講座受講者の満足度	—(*)	R3 度より増加
参	本市に関連した歴史文書保存数	39,000 点	45,000 点

(*)これまでアンケート実績がないため、R1 度実績「—」とし、R3 度に新規アンケートを行います。

教育基本法第3条や社会教育法第3条に基づき、生涯を通じた学びを継続するため、学習成果を活かす機会の充実など、人と人とが互いに学び、高め合う環境づくりに取り組みます。またニーズの多様化に対応した学習の場が提供できるよう、社会教育施設の有効な活用を図ります。

1 これまでの取組

●学習成果の発表・活躍の場

市民が学習意欲を高め、学びを継続できるよう、生涯学習フェスティバルや公民館まつり等で学習成果を発表する機会や活躍する場を提供しています。また生涯学習大学*の卒業生がまちづくり研究室*に所属し、出前講座の講師を務めるなど、学習成果を活かす場づくりに繋がっています。

●社会教育施設

公民館はこれまで多世代が集い・学び交流する拠点となる社会教育施設として利用されてきましたが、その一方で近年、地域課題の解決のための活動の場、地域活性化のまちづくりの拠点などの新たな役割が期待されています。令和元年度には摂津市社会教育委員会議から、生涯学習社会における社会教育施設のあり方として、「今後の公民館については、従来の公民館の良い部分を踏襲したうえで、地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割などを強化するよう多機能化・多目的化する必要がある」との提言をうけています。

市民図書館等では、おはなし会、ぬいぐるみお泊り会*、ビブリオバトル*など、子どもたちが好奇心を養うさまざまな機会を提供しています。

※生涯学習大学：1年間に連続講座を13回開催し、地域における生涯学習リーダーやコーディネーターを養成する。

※まちづくり研究室：生涯学習大学の企画・運営を生涯学習大学の卒業生が務め、学習成果を活かす。

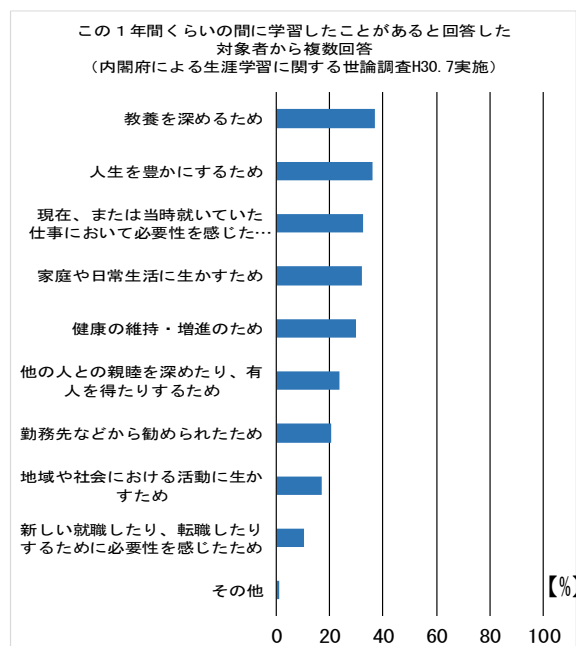
※ぬいぐるみお泊り会：子どもたちのお気に入りのぬいぐるみが図書館で過ごす様子を撮影し、その写真を子どもたちに見せることで、本への関心を持ってもらうことを目的としたイベント。

※ビブリオバトル：参加者が、それぞれの選んだ本の面白さについてプレゼンテーションを行い、一番読みたくなった本を投票して決定する書評合戦。

2 課題

内閣府による生涯学習に関する世論調査（平成30年7月実施）で、「この1年間くらいの間に学習をしたことがある」と回答した人のうち、地域や社会活動に役立てたいと考える割合は約17%と少ないことが分かります。

摂津市の公民館においては、学習成果を発表する機会でもある公民館まつりは、公民館登録クラブや地域団体に組織された実行委員会が主導となって開催されていますが、登録クラブ員の高齢化や担い手の不足等も課題となってきています。



3 施策の展開

⑭学習成果の発表・活躍の場の充実	学習意欲向上のため、イベントや講座等で日頃の学習成果の発表の場を充実します。また、市内で開催されている講座やボランティア活動等の情報を発信するとともに、身に付けた知識・技能を活かし、人が学び合いお互い高め合う継続した学びを支援します。
⑮社会教育施設の活用	公民館は、生涯学習活動及び地域コミュニティ活動の拠点として、より多くの市民が活用できるように空室の有効活用等も行います。また、市民図書館及び鳥飼図書センターの図書館サービスの充実を図り、地域全体の教育の向上に資する展開を行います。

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	公民館利用者の満足度	—(*)	R3 度より増加
2	図書館利用者の満足度	—(*)	R3 度より増加

(*)これまでアンケート実績がないため、R1 度実績「—」とし、R3 度に新規アンケートを行います。

「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学習し、学習成果を活かす機会の充実を図り、生涯学習活動の活性化だけでなく地域での活躍につなげる、学びを市民一人ひとりが活かす人づくりを推進します。

1 これまでの取組

●指導者

青少年指導員、こども会、PTAなどの青少年関係団体や青少年を対象としたチャレンジャークラブを通して、異なる学年や校区の子どもたちと交流する機会をつくり、青少年の自発的な活動を促し、青少年のリーダー育成に努めています。このような青少年の健全な発達にとって各団体の指導者の役割は極めて大きいと言えます。

また、大人を対象とした生涯学習大学、生涯学習大学院を開催し、地域教育を推進する生涯学習リーダーやコーディネーター等の指導者の育成を図っています。

せつつ生涯学習大学のようす



2 課題

スマートフォン、ゲーム機などの普及等の社会環境の変化により、子どもたちが屋外での集団遊びから室内遊びへと変化するとともに、横のつながりの低下が、こども会の加入率低下につながり、活動する機会の参加人数自体が減っており、学びを活かす人づくりが広がらない現状もあります。

また、青少年指導員、こども会、PTA、生涯学習リーダーやコーディネーター等が行う活動について、交流する機会をつくり、自発的な活動を促し、今も将来も学びをさまざまな場で活かす人づくりを図り、今後とも、より多くのリーダーを育成していく必要があります。

3 施策の展開

⑯多様な主体による指導者の育成	講座などをきっかけとした仲間づくり、絆づくりを進め、「学ぶ人」から「指導者」への学習活動の担い手を育成します。また、地域における学習活動の活発化を図るため、地域・団体活動のリーダー、コーディネーター、ボランティア等の人材を育成します。
-----------------	---

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	生涯学習大学受講者の「教養を深めることができた」と回答した割合	—(＊)	R3 度より増加
2	生涯学習大学受講者の「今後、地域や社会活動に役立てたい」と答えた割合	—(＊)	R3 度より増加
参	青少年団体指導者の活動延べ日数	—(＊)	R3 度より増加

(＊)これまでアンケート実績がないため、R1 度実績「—」とし、R3 度に新規アンケートを行います。

基本方針 3

安全で安心な学びの場をつくります
～教育環境の整備～

子どもたちが1日の大半を過ごす学校や社会教育施設等において、安全安心で快適な教育・生活環境となるよう整備するとともに、災害時に地域住民の避難所として活用できるように、防災機能の強化を図ります。

1 これまでの取組

●教育施設

施設の多くが昭和40～50年代に建築され、35年以上が経過しています。平成27年度までに主に耐震工事を行うとともに、学習環境の向上や学校生活環境の改善として、普通・特別教室にエアコンを設置し、トイレの改修等を行っています。

また市内の5つの公民館は生涯学習活動等の拠点、2つの図書館は地域における読書活動・学習活動の場として利用されています。

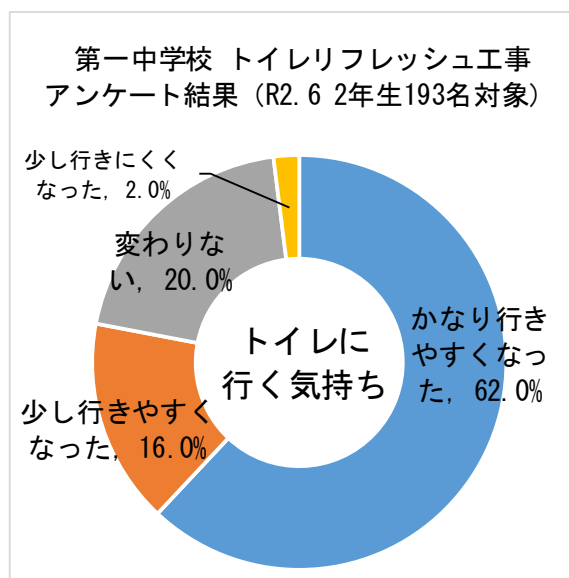
摂津小学校では、南千里丘の開発による児童数増加を見込み、平成29年度に校舎増築工事を行っています。

●感染症

学校欠席者情報収集システム[※]を活用し、インフルエンザ等の流行を学校等に伝え、感染症予防を図っています。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、「学校の新しい生活様式」に沿った感染症対策を行っています。

●学校給食

小学校給食は、衛生管理研修の実施や衛生管理マニュアルの遵守を徹底し、調理場の衛生管理や食物アレルギー対応など、食の安全を確保しています。また、中学校においては、生徒の心身の健全な発達に資することを目的として、平成27年度からデリバリー方式選択制給食[※]を提供しています。小学校給食と同様に調理場の衛生管理を強化するために定期的な点検・指導を行うとともに、配送・配膳時の温度管理を徹底しています。



[※]学校欠席者情報収集システム：国立感染症研究所が開発し、運営するシステム。各学校が毎日入力した欠席者等の情報により、保健所、学校医、教育委員会等が感染症の流行状況をリアルタイムに把握する。

[※]デリバリー方式選択制給食：家庭からのお弁当と学校へお弁当形式で配達するデリバリー給食との選択制。

2 課題

教育施設においては、建物の老朽化が進んでおり、建て替えと同等の長寿命化改修の推進やバリアフリー化などが必要です。また、体育館へのエアコンの設置、トイレ改修、設備の更新など、時代の変化に対応した学習・生活の場としても考慮しつつ、災害時には地域住民の避難所となることから、防災機能の強化など、ふさわしい機能を備える必要があり、それらを計画的に整備する必要があります。

千里丘新町では大規模開発が行われ、今後千里丘駅西地区市街地再開発計画も控えていることから、千里丘小学校は長期的に児童数が増加する見込みです。その一方で、鳥飼東小学校では令和元年度に全学年で単学級となり、鳥飼小学校も令和4年度に全学年で単学級となる見込みです。

新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明であることから、これまで同様に「学校の新しい生活様式」に沿った感染症対策等を行う必要があります。

中学校給食の現在の喫食率は低い状況です。大阪府内各市町村では全員喫食方式への転換期を迎えており、現行の中学校給食喫食率の状況を踏まえ、本市においても中学校給食の在り方について実施方式等を検討する必要があります。

3 施策の展開

⑰教育施設の整備	老朽化が進む施設の改修や、安全安心で快適な教育環境・生活環境の整備、地域住民の避難所としての防災機能の強化を図ります。また子どもたちのより良い教育環境を整えるため、学校規模及び配置の適正化を図ります。
⑱感染症の予防・対策	学校は児童生徒が集団生活をしており、また新型コロナウイルスをはじめとする感染症が発生、拡大しやすい状況であるため、学校の新しい生活様式に沿って、感染予防及び対策を図ります。
⑲学校給食の安全衛生管理	小学校給食は小学校給食調理場の衛生管理を徹底し、食の安全を確保します。中学校のデリバリー方式選択制給食は継続実施し、並行して、全員喫食を目標とした給食センター方式の検討を行います。

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	「学校は安全安心に配慮した施設・設備・環境を整えている」と回答した保護者の肯定的な回答割合	—(*)	R3 度より増加

(*) これまでアンケート実績がないため、R1 度実績「—」とし、R3 度に新規アンケートを行います。

子どもたちの生きる力は、学校だけで育めるものではなく、地域社会とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して育ちます。学校は「地域とともにある学校づくり」を行い、地域は子どもや学校を見守り支え、相互に連携することで、学校・地域全体で教育力の向上を図ります。

1 これまでの取組

●学校・家庭・地域

各学校では平成25年度から学校協議会^{*}を設置し、学校運営等に関して保護者や地域住民等の意見を反映した「開かれた学校づくり」を推進しています。また、中学校区域地域教育協議会（すこやかネット）では、クリーン作戦等を通じて地域の大人が多くかかわり、学校教育の充実及び学校・家庭・地域の総合的な教育力の向上を図っています。

●子どもの安全見守り活動

登下校時における子どもたちの安全を確保するため、正門前に受付員、登下校時の道路等に地域学校安全指導員^{*}、交通専従員、セーフティパトロール隊等が安全見守り活動を行うとともに、市内を青色防犯パトロールカーが巡回するなど、地域一体となった見守り体制を推進しています。また通学路交通安全プログラム^{*}に基づき、関係機関と合同点検を実施し、電柱幕による注意喚起や路面塗装の塗り直し等による通学路の安全対策を行うなど、児童生徒の安全確保を努めています。



2 課題

子どもたちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校・家庭・地域が一体となった社会総掛かりでの教育の実現が不可欠となります。これからは、「開かれた学校づくり」から更に一步踏み出し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」が求められています。

通学路安全プログラムに基づく合同点検の結果、信号設置や歩道の拡幅等の要望について、設置基準、構造、予算との関係で改善が困難なケースがあり、それを補うためにも保護者やセーフティパトロール隊などの協力を得て、安全見守り活動を充実させる必要があります。

3 施策の展開

⑳学校・家庭・地域の連携強化	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって、特色ある、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
㉑子どもの安全見守り活動の充実	学校・家庭・地域が一体となって、登下校時の交通・防犯の観点で子どもたちの見守り活動を行い、また通学路の危険箇所の安全対策を行うなど、児童生徒の安全を確保します。

4 指標

内容		R1 度実績	R7 度目標
1	地域学校協働本部※やコミュニティ・スクール※などの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動を保護者や地域の人との協働による活動を行っている」と回答した学校の肯定的な割合	(小中)80.0%	100.0%

※学 校 協 議 会：保護者や地域住民の声を学校運営に反映し、また校長の求めに応じて、保護者・地域住民・有識者等が様々な観点から意見交換や提言を行う組織。校長が委員を委嘱し、年間を通じて計画的に会議や行事参観等を行っている。

※地 域 学 校 安 全 指 導 員：子どもたちの安全安心確保のため、学校や通学路での巡回指導を行うことで、危険箇所の把握や改善、児童生徒への安全啓発の中心となる指導員。(元警察官1名を配置)

※通学路交通安全プログラム：教育委員会や道路管理者、警察などの関係機関が連携し合同点検を行うなど、児童生徒の安全な通学路を確保するための取組計画であり、平成27年度に策定。

※地 域 学 校 協 働 本 部：多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。地域と学校をつなぐコーディネーターを地域学校協働活動推進員として、教育委員会が委嘱する。

※コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への有効な仕組みであり、合議制の機関である学校運営協議会を設置している学校とする。コミュニティ・スクールの主な機能として、①校長が作成する学校運営を承認する、②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。